



(介護予防)小規模多機能型居宅介護 **フラット高町**

◆事業所の概要

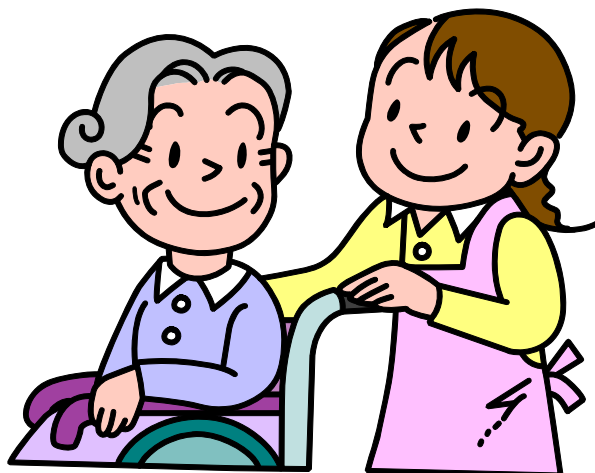
- *ご契約者定員・・・25名
- *1日の宿泊サービスご利用者定員・・・6名
- *1日の通いサービスご利用者定員・・・15名
- *訪問サービス・・・随時（但し、受診介助については内容、時間等は応相談）

◆こんな方にご利用いただけます

- ① 要支援1～要介護5の方まで広くご利用いただけます
 - ・要介護認定を申請中の方でも安心してすぐにご利用いただけます
 - ・お風呂だけの利用、食事だけの利用、運動だけの利用、長期の宿泊を希望等個別のニーズに対応できます
 - 例えば：ご家族の都合もあり、夕食を食べてからご自宅へ帰宅する
- ② 必要に応じ、必要なサービスを組み合わせてご利用いただけます。
 - ・「通い」、「訪問」、「宿泊」をご本人やご家族の生活ペース等に応じて組合せ
 - 例えば：「通い」の予定だったけど、体調がすぐれない・・・「訪問」で様子を伺う
- ③ 緊急時での急な変更や追加利用を受けています。
 - ・いざという時の心配がありません
 - 例えば：予定日以外でも「通い」、「訪問」、「宿泊」の追加
- ④ 同じ環境で同じ職員が対応いたします。
 - ・環境の変化に敏感な認知症の方に安心して利用していただけます

◆ご利用いただけない場合もあります

- ① 重度の認知症により集団生活になじめない方
- ② 医療依存度の高い方（例；インスリン注射、常時の痰の吸引等）





◆利用の仕組み

- ① ご利用にあたっては、現在のケアマネージャーからプラット高町のケアマネージャーに変更になります。
- ② 利用料について
介護保険での1割負担は月単位で決まっています。訪問、宿泊、通いサービスの利用回数にかかわらず同じ金額です。

・要支援1・・・	3,403円
・要支援2・・・	6,877円
・要介護1・・・	10,320円
・要介護2・・・	15,167円
・要介護3・・・	22,062円
・要介護4・・・	24,350円
・要介護5・・・	26,849円

*基本利用料のほか、個別に法定加算があります。	
・初期加算(30日以内)	300円/日
・サービス提供体制強化加算(I)イ	640円/月
・総合マネジメント体制強化加算	1000円/月
・訪問体制強化加算	1000円/月
・認知症加算(I)	800円/月
・認知症加算(II)	500円/月
・若年性認知症利用者受入加算(要介護)	800円/月
・若年性認知症利用者受入加算(要支援)	450円/月
・介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の10.2%

上記の点数の中には、訪問看護や訪問リハビリなどの医療系のサービスや福祉用具のレンタル料等は含まれません。

*上記の他に、ご利用に応じ、食費=朝食 430円、昼食 550円、夕食 520円
宿泊費=1泊 2500円
おむつ等の実費がかかります。

- ③ プラット高町は、長岡市社会福祉法人等利用者負担額軽減制度の対象事業所です。
- ④ 通いサービスには時間の制限はありません。ただし、こちらで送迎可能な時間は 8:30~17:00 です。ご家族の送迎であれば朝の7時~夜9時の間で通いサービスを利用できます。(時間については、事前にご相談ください)

◎随時、ご相談・見学をお受けいたします

ご不明な点はお気軽にご相談下さい



連絡先 小規模多機能型居宅介護 プラット高町(鈴木、堀井)
TEL 39-3019
FAX 39-3039

*電話でのお問い合わせは、夜間でもスタッフがおりますので可能です